

和泉市公共交通感染症対策事業補助金交付要綱

都市デザイン部都市政策室

(目的)

第1条 この要綱は、地域公共交通事業者に対し、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る経費について、予算の範囲内において補助を行うことで、より積極的な感染拡大防止を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和2年4月7日から令和2年9月30日までの間において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために要した次のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 飛まつ感染防止のためのスクリーン設置に係る費用
- (2) 接触感染防止のための車両消毒に係る費用
- (3) その他市長が必要と認めた経費

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者のうち、市内に営業所を有するバス事業者又は本市と協定を締結しバス運行を行っているバス事業者
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者のうち、市内に営業所を有する法人タクシー事業者（福祉輸送事業限定の事業者は除く。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業者が感染拡大防止対策を行った補助対象経費の合計額（消費税の額及び地方消費税の額を含む）とし、本市に使用の本拠を置き市内を運行する事業用車両又は本市との協定により運行する事業用車両1台当たりそれぞれ次の額を限度とする。

- (1) バス車両（高速バスを除く。） 2万円
- (2) タクシー車両 1万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、

和泉市公共交通感染症対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和2年10月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 営業所の所在地及び対象車両台数を確認できる書類
- (2) 補助対象経費に係るレシート又は領収書
- (3) 実施した感染拡大防止対策の内容を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一申請者について1回限りとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、補助金の交付決定を行い、和泉市公共交通感染症対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（交付請求等）

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、和泉市公共交通感染症対策事業補助金交付請求書（様式第3号）により、市長に交付の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、交付決定者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を命じるものとする。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。